

派遣事業等指導業務の改革案について

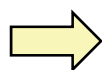
派遣事業等指導業務の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

労働者派遣事業専門相談員を削減

<平成21年度>
155人

<平成22年度>
77人



<平成23年度~>
廃止に向けて労政審で議論

改革効果

《削減数》

▲000人(人)

《今後の対応》

今後の国会の審議状況を見据えつつ、改正法に係る部分は別途検討。

2. モノ(余剰資産などの売却)

内訳等

《売却見込額》

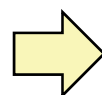
▲ 億円

3. カネ(財政支出の削減)

・周知啓発業務事業費の縮減

<平成21年度>
5.9億円

<平成22年度>
2.6億円



<平成23年度~>
○既存の事業は、事業仕分けにおける指摘等に基づき、削減を検討。

〔内訳等 4つの委託事業の廃止、相談員の見直し〕

《削減額》

▲ 億円

今後の国会の審議状況を見据えつつ、改正法に係る部分は別途検討。

4. 事務・事業の改革

○「労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業」の廃止に向けた見直し

※ 平成21年11月に開催された行政刷新会議の事業仕分けの対象となった事業である。

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業(21年度予算額 5.7億円→22年度予算額2.4億円)については、「予算要求の縮減(半額)、期間を限定し22年度に廃止に向けて労使の意見を聞きながら改めて議論していくこと」との指摘を受けて、22年度においては、以下の見直しを行った。

- ・ 4つの委託事業を廃止。

①派遣元の雇用管理の状況把握・整理の推進、②派遣先における雇用管理の具体的応用事例集の作成、③優良人材ビジネスの評価基準の作成・普及、④派遣労働者等からの苦情相談、派遣元・派遣先の問い合わせ等の対応に係る民間団体への委託を廃止

- ・ 労働者派遣事業専門相談員を半減

なお、23年度に向けては、労働者派遣事業専門相談員については、労働政策審議会に諮った上で、廃止に向けた検討を行う。

また、労働者派遣事業適正運営協力員(無報酬)については、労働政策審議会に諮り、労使の意見を聞きながら、効率的な活用の方策も含め、検討を行う。

○ 増加する違反事案に対する指導監督の強化を図るため、需給調整指導官(21年度404名→22年度431名(+27名))の増員を行った。

○法改正に伴う対応

現在、国会において審議中である労働者派遣法改正案について、成立した場合には、必要な周知啓発等を行う

- ・ 改正法の施行(3段階に分けて施行)に向けての周知啓発
- ・ 今後禁止される製造業務派遣や登録型派遣の原則禁止については、直接雇用への誘導策
- ・ 違法事案に対する指導監督の更なる強化 などが想定される。

行政刷新会議「事業仕分け」第2WG評価コメント

評価者のコメント

事業番号 2-13 労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業費

- ・同じく公金を投入するなら既存の施策あるいは他の優先的課題に使用すべき。各労働局の正規スタッフでやるべき事業だと思う。
- ・効果が期待できない。民間人に委託する必然性がない。
- ・相談員の人数と問題件数を考えると相談員の人数が多すぎる。
- ・適正運営協力員の立場や役割がはっきりしない。
- ・優良企業認定事業は労働条件の改善にはさほど寄与しない。
- ・改善の余地はあるように思えるが、労働保険を負担する使用者側の意見も聞くべき。
- ・相談員の人件費 331,729 千円を削減。
- ・本来業務で行うべきことを委託すべきではない。1年目の調査の成果は活用し2年目は不要。
- ・この予算を現場改善に役立てるべき。
- ・協力員に委嘱されている人は、委嘱されなくても既に相談を受け解決する地位にある。ムダな庁費が支出されている。相談員の業務量を把握していない。

WGの評価結果

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業費

予算要求の縮減（半額）

（※ただし、期限を付して抜本的見直し）

（廃止 4名、自治体/民間 1名、予算計上見送り 0名、
予算要求縮減 4名（うち、半額2名、その他2名））

とりまとめコメント

予算の縮減半額をワーキンググループの結論とする。ただし、期間を限定し 22 年度に廃止に向けて労使の意見を聞きながら改めて議論をしていくこと。本来業務である仕事を極力労働局に移管すること。

改正労働者派遣法が成立した場合、公布から施行まで

